

三次市空き家情報バンク改修補助金

(地域共創部 まちづくり交通課)

【概要】

三次市空き家情報バンクの利用登録を行い、空き家情報バンクに登録のある空き家を購入し、生活に必要な部分の改修を行う場合、改修に要する費用の一部を補助します。

【補助額】費用の2分の1、上限50万円

【上限加算額】

申請者を除く中学生以上1人につき10万円、小学生以下1人につき20万円を上限額に加算。(上限50万円)

例) 申請者世帯員が夫婦(申請者(夫)+妻)と子ども3人(中学生以上&小学生以下)



1. 改修費用(税抜)が300万円の場合

補助上限額：50万円+上限加算額50万円 = 100万円

補助額：改修費用300万円×1/2(補助率) = 150万円 上限100万円を超えるため、100万円

2. 改修費用(税抜)が100万円の場合

補助上限額：50万円+上限加算額50万円 = 100万円

補助額：改修費用100万円×1/2(補助率) = 50万円 上限100万円以内のため、50万円

【交付対象者】(次のすべてに該当する方)

- 三次市空き家情報バンク利用希望者に登録済みの方
- 当該空き家の所在地に住民登録した方又は登録する予定の方
- 地域のコミュニティ活動を積極的に取り組むことができる方
- 世帯全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
- 補助金の交付を受けようとする改修経費について、国、県その他公共団体又は財団及び本市の他の制度等から補助金や交付金の対象経費となっていないこと。また、過去に同様の補助金や交付金を受けていないこと。
- 世帯全員が、三次市暴力団排除条例(平成23年三次市条例第18号)第2条第2号または第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- ※ 予算の範囲内で補助金を交付しますので、場合によっては交付できない場合があります。
- ※ 補助金交付後、居住状況等を定期的に報告いただく必要があります。
- ※ 改修した箇所を5年以内に変更、取壊し、売却した場合や、改修した空き家を5年以内に転居したときは、補助金を返還していただきますのでご了承ください。

【交付対象要件】（次のすべてに該当すること）

- 令和7年3月31日までに完了する事業で、補助金交付決定を受けた日以降に実施し、かつ、交付決定を受けた日から起算して1年以内に事業を完了するものであること。
- 改修の施工業者は、市内の建築関連業者であること。
- 空き家を購入した日から1年以内であること。

※次の工事及び費用は、補助事業の対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償の対象となる工事
- (2) 新築工事
- (3) 解体のみの工事
- (4) 門扉、塀、溝等の外構工事
- (5) 据置式倉庫、カーポート等の修繕または取付工事
- (6) 什器、備品類の購入費用
- (7) 設備の取替えのみの工事
- (8) その他補助金の交付が適当でないとして市長が認める工事及び費用

【申請手続きの流れ】

- ① 三次市空き家バンク改修補助金交付申請書（様式第1号）に次のものを添付して提出

添付する書類等	補足説明
売買契約書の写し等	申請者が空き家を購入したことが確認できるもの。
位置図	対象建物の場所がわかるもの。（地図など）
改修に関する詳細な見積書	改修の施工業者は、建築関連業者であって、 <u>市内に主たる事業所及び住所を有する個人又は市内に登録されている本店を有する法人に</u> 限ります。
工事概要のわかる平面図	改修する物件の間取り（平面図）に施工箇所を示すもの。
現況写真	改修する工事個所の施工前の状況を撮影したもの。
申請者の ①住民登録確約書 ②世帯全員の住民票	申請者が改修完了後に住民票を空き家へ異動する旨の確約書と、所在を確認するため世帯全員の現住所の住民票を提出していただきます。 ※申請時の住所が空き家と同じ場合は、②住民票のみを提出してください。
コミュニティ活動確約書	地域のコミュニティ活動を積極的に取り組む旨の確約書を提出していただきます。（自治会、常会、区、消防団、女性会、老人クラブなど）

（続く）

滞納がないことの証明書など (非課税の場合は非課税証明)	申請者世帯の納税義務者全員が、交付申請時に納付すべき納期の到来した市税を完納していることがわかるもの。
---------------------------------	---

② 補助金交付決定の通知（様式第2号）（市⇒申請者）

申請書類に不備等がなければ10日程度で通知します。

③ 工事着手

（※工事途中で申請時に提出した施工内容や補助金額の変更が伴う場合は、市に対して変更申請書を提出してください。⇒その場合、内容を審査した上で②の書類を再度通知します。）

④ 工事完了

⑤ 施工業者へ工事代金の全額支払いをお願いします。（申請者⇒施工業者）

⑥ 実績報告書（様式第5号）に次のものを添付して提出（申請者⇒市）

添付する書類等	補足説明
請求書の写し	施工業者から申請者へ請求する請求書です。
領収書等の写し	申請者が施工業者へ改修費用を支払った証明となる領収書等
住民票	申請者が、改修後の空き家に住民票を異動したことがわかるもの。 ※申請時の住所が空き家と同じ場合は、提出の必要はありません。

⑦ 現地検査（確認）

⑥の報告書が提出された後、申請内容どおり完了しているか確認するための現地検査を行います。

⑧ 補助金交付確定（様式第6号）の通知

⑥、⑦に不備等がなければ通知します。

⑨ 請求書の提出（様式第7号）（申請者⇒市）

申請者は⑧で通知した額を市へ請求します。

⑩ 補助金の交付（振込み）

市から申請者の口座へ補助金額を振り込み、全ての手続きが終了します。

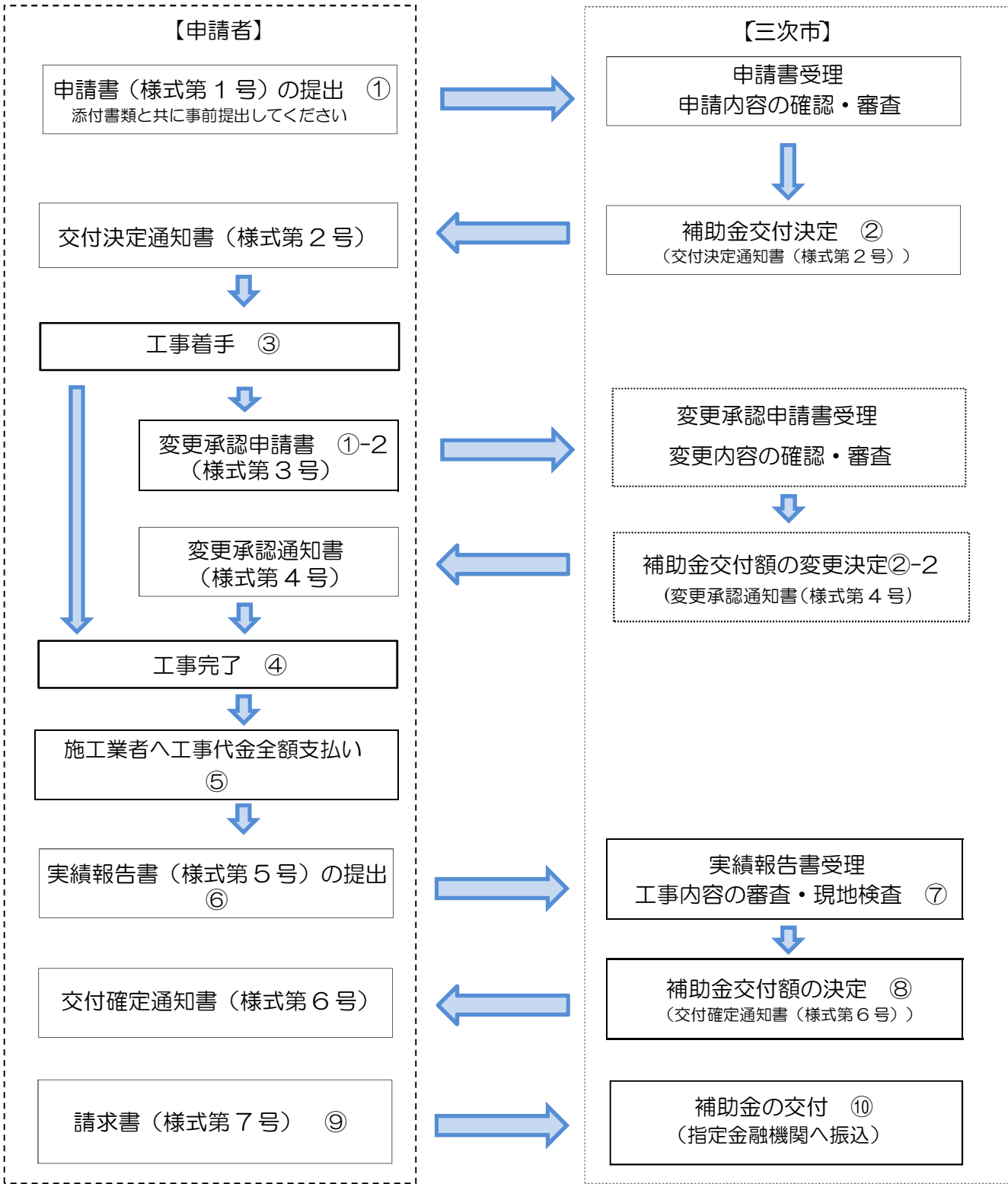
* 工事の途中で工事内容の変更が生じた場合 *

工事着手後、工事内容に変更が生じた場合（工事費用が20パーセント以上の増減等）変更時点で提出してください。

① -2 補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出（申請者⇒市）

準備する書類等	補足説明
改修に関する詳細な見積書	当初の見積内容と変更箇所の違いが分かるもの。
工事概要のわかる平面図	当初の工事内容と変更箇所の違いが分かるもの。
現況写真	当初の工事内容と変更箇所の違いが分かるもの。

②-2 補助金変更承認通知書（様式第4号）の通知（市⇒申請者）



【お問い合わせ】 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市地域共創部 まちづくり交通課 移住定住推進係
電話：0824-62-6129 FAX：0824-62-6235